

## 大和市スポーツ施設設置条例逐条解説

(趣旨)

第1条 この条例は、スポーツ施設の設置、管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### 【趣旨】

本条は、大和市スポーツ施設設置条例を制定する趣旨を定めている。

### 【解説】

- ・本条の目的を明らかにしたものであって、この条例の解釈及び運用の指針となるものである。スポーツ施設の設置や管理運営等必要な事項を定めることを示している。

(設置)

第2条 本市は、スポーツの振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するため、スポーツ施設を設置し、その名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

### 【趣旨】

本条は、スポーツ施設の設置における目的とスポーツ施設の名称・位置について定めている。

### 【解説】

- ・目的は、「スポーツの振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するため」と定めている。
- ・「市民」とは、大和市自治基本条例第3条第1項第1号に定める「市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者、活動するもの、事業を営むもの等」をいう。
- ・別表第1は、スポーツ施設の名称と位置を明確にしている。

(指定管理者による管理)

第3条 スポーツ施設及び設備（以下「スポーツ施設等」という。）の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

### 【趣旨】

本条は、スポーツ施設等の管理を、指定管理者に行わせることとし、その管理形態について定めている。

### 【解説】

- ・スポーツ施設等の管理を、民間業者等の知識、経験を活用し、より質の高いサービスの供

給と、効率的な施設の管理運営を行うことを目的として、平成18年度から指定管理者制度を導入している。第5条の規定に基づき、法第244条の2第3項に規定されるように、必要があると認めるときは、法人その他の団体を、指定管理者として選定することができる。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) スポーツ施設等の利用の承認に関する業務
- (2) スポーツ施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- (3) スポーツ施設等の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

**【趣旨】**

本条は、法第244条の2第4項に規定する、指定管理の業務の範囲について定めている。

**【解説】**

<第1号関係>

- ・スポーツ施設の利用者に対する許可権があることを明確にしている。

<第2号関係>

- ・スポーツ施設の利用者から利用に係わる料金（以下「利用料金」という。）の收受及び利用料金を条例に規定する料金の範囲内において定めることができることを明確にしている。

<第3号関係>

- ・スポーツ施設の維持管理を、スポーツ施設管理者にかわって指定管理者が行うことを明確にしている。

<第4号関係>

- ・その他、市長が必要と認める業務を行うことができることを明確にしている。

(指定管理者の公募等)

第5条 市長は、指定管理者にスポーツ施設等の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。

- (1) スポーツ施設等の概要
- (2) 申込期間

- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）
- (5) 指定管理者が行う業務の範囲及び内容
- (6) 選定の基準
- (7) その他市長が別に定める事項

2 前項の規定にかかわらず、市長は、スポーツ施設等の管理等を設立目的の全部又は一部とする団体であつて、第7条各号に掲げる選定の基準に照らし、スポーツ施設等の管理等を最も効果的かつ安定的に達成できると認めるものを指定管理者の候補者として選定することができる。

### 【趣旨】

本条は、指定管理者を選定する際の選定基準について定めている。

### 【解説】

#### <第1項関係>

- ・スポーツ施設の管理を指定管理者にさせようとする場合、公募する団体に対し掲げるべき事項を第1号から第7号までに明確にしている。

#### <第1号関係>

名称、所在地、施設の概要、開場時間、業務内容等を表す。

#### <第2号関係>

公募の募集期間で、公募する団体の準備に係わる時間を考慮し、40日間以上を目途としている。公募にあたっては、広報紙、ホームページ等の方法で周知する。

#### <第3号関係>

第19条各号参照とする。

#### <第4号関係>

第11条参照とする。

#### <第5号関係>

第4条各号参照とする。

#### <第6号関係>

第7条各号参照とする。

#### <第2項関係>

- ・指定管理者の選定について、一定の条件を満たす場合、公募によらない選定も可能であることを規定している。

(指定管理者の指定の申込み等)

第6条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申込期間内に申込書にスポーツ施設等の管理に係る企画提案書及び収支予算書、財産目録その他規則で定める書類を添えて、市長に申し込まなければならない。

2 前項の規定は、前条第2項の規定による選定に当たり提出させる書類について準用する。

#### 【趣旨】

本条は、指定管理者の公募に際しての申し込み方法、提出書類等を定めている。

#### 【解説】

- ・応募団体が、指定管理を委任するに相応しい考え方や経営的能力、資金的能力などを有しているかどうか、提出された書類で確認するための必要な書類を明確にしている。
- ・「その他規則で定める書類」とは、大和市スポーツ施設設置条例施行規則第2条に規定されている書類をいう。

(選定基準)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申込みがあったときは、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) スポーツ施設等を利用する者に対し、平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) スポーツ施設等の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) スポーツ施設等の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) スポーツ施設等の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること又は確保できる見込みがあること。
- (5) その他市長が別に定める基準

#### 【趣旨】

本条は、指定管理者の候補者を選定するにあたっての審査方法と審査基準を定めている。

#### 【解説】

- ・審査は、指定管理者選定委員会によって行われる。
- ・選定は、各号に掲げる選定基準を基に総合的に審査し、最も適当と認める団体を選定することを明確にしている。

- ・審査会は、公開で行われる。

(選定の結果の通知)

第8条 市長は、前条の規定による選定を行ったときは、速やかにその結果について申込みを行った団体に通知しなければならない。

2 前項の規定は、第5条第2項の規定による選定を行ったときについて準用する。

**【趣旨】**

本条は、指定管理者の候補者の選定を行った際の結果通知について定めている。

**【解説】**

- ・「速やかに」とは、概ね審査会から2週間以内を目途としている。
- ・応募したすべての団体に対し、合否の結果を速やかに文書で通知しなければならない。
- ・「選定」とは、指定管理者としてではなく、その候補者として選定することである。

(再選定等)

第9条 市長は、前条第1項の規定による通知を行った後、指定管理者となるべき団体として選定された団体（以下「被選定団体」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該被選定団体を除く申込みを行った団体の中から、再び第7条の規定により指定管理者となるべき団体を選定することができる。

- (1) 被選定団体の事情により、指定管理者の指定を受けることが不可能となったとき。
- (2) 新たに判明した事実により、スポーツ施設等の管理を行うことが不相当であると認められたとき。

2 前項各号のいずれかに該当した被選定団体は、第5条第1項の規定による次回の公募については、申し込むことができない。

**【趣旨】**

本条は、指定管理者の候補者として選定された団体の再選定について定めている。

**【解説】**

<第1項関係>

- ・被選定団体自ら又は第6条に規定する提出書類に虚偽があることが判明した場合、その他指定管理者として不相当と認められる事実が判明した場合等、市長が不相当であると判断した場合である。

<第2項関係>

- ・第1項に該当した団体は、次回の指定管理者の公募に申込みができないことを定めている。

(指定管理者の指定等)

第10条 指定管理者の指定は、被選定団体について、法第244条の2第6項の議決を経た後、行うものとする。

2 市長は、指定管理者の指定をしたときは、指定管理者の名称、所在地、指定期間その他の市長が定める事項を告示しなければならない。

**【趣旨】**

本条は、指定管理者の指定について、議会の議決が必要であり、指定した場合、告示により周知することについて定めている。

**【解説】**

<第1項関係>

- ・指定管理者の指定は、指定管理者の候補として選定した後、法第244条の2第6項の規定により、施設の名称、指定管理者となる者の名称・所在地、指定の期間等について議会に上程し、審議・議決を経なければならない。
- ・議決後には被選定団体には文書で、指定管理者に指定した旨の通知をする。

<第2項関係>

- ・指定管理者の指定をしたときに告示する項目を明確にしている。

(指定期間)

第11条 指定期間は、指定の日から起算して5年を超えない期間とする。ただし、再指定を妨げない。

**【趣旨】**

本条は、指定管理者を指定して管理を行わせる期間を定めている。

**【解説】**

- ・指定期間については、第5条第1項第4号により5年以内で定めている。
- ・当期の指定管理者が、引き続き次期の指定管理者の指定を受けることを妨げるものではないことを定めている。

(協定の締結)

第12条 指定管理者は、市長とスポーツ施設等の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 管理業務に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 管理業務報告に関する事項
- (5) 管理費用に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (8) 管理業務に係る情報公開に関する事項
- (9) その他市長が別に定める事項

### 【趣旨】

本条は、指定管理を委任するため、協定書を取り交わすこと及び協定書に記載すべき事項を定めている。

### 【解説】

<第1項関係>

- ・協定を、指定管理者と市長が文書で取り交わすことを明確にしている。

<第2項関係>

- ・指定管理者と取り交わす協定書に記載すべき事項を明確にしている。

(事業報告書の作成及び提出等)

第13条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、スポーツ施設等に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、又は年度末を含む期間の業務の全部の停止を命ぜられたときは、その処分を受けた日の翌日から起算して60日以内に当該年度分として、処分を受けた日までの間の事業報告書を作成し、提出しなければならない。

- (1) スポーツ施設等の管理業務の実施状況
- (2) スポーツ施設等の利用料金の収入の実績
- (3) スポーツ施設等の管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、スポーツ施設等の管理の実態を把握するために必要なものとして市長が別に定める事項

### 【趣旨】

本条は、指定管理業務の内容を管理・指導するために、事業報告書の作成と提出及び事業報告書の内容について定めている。

### 【解説】

- ・普通地方公共団体の長は、法第244条の2第10項の規定により、指定管理者に対し当該管理の業務又は経理の状況に関し、報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができることとされており、事業報告書として作成すべき内容を定めたものである。法第244条の2第11項の規定により、年度の途中で指定を取り消され、又は業務の全部若しくは一部の停止を受けた場合でも同様である。
- ・事業報告書の内容として、第1号から第4号までを報告することを明確にしている。
- ・事業報告については、指定管理者評価委員会へ報告することとしており、事業実績とともに評価を市のホームページで公開している。

(指定の取消しの告示等)

第14条 市長は、法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者の名称、所在地その他の市長が定める事項を告示しなければならない。

2 前項に該当した指定管理者は、第5条の規定による次回の公募については、申し込むことができない。

### 【趣旨】

本条は、市長が指定管理者の指定を取り消し、又は業務の停止を命じたときの告示により周知することと次回の指定管理の公募について定めている。

### 【解説】

<第1項関係>

- ・指定を取り消した場合、告示する項目について明確にしている。

<第2項関係>

- ・法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を受けた指定管理者に対し、次回の公募について申し込むことができないことを定めている。

(利用日等)

第15条 スポーツ施設等の利用日及び利用時間（以下「利用日等」という。）は、別表第2のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、利用日等

を臨時に変更することができる。

**【趣旨】**

本条は、スポーツ施設等の利用日及び利用時間について定めている。

**【解説】**

- ・別表第2は、スポーツ施設等の利用日及び利用時間について明確にしている。

(利用の承認)

第16条 スポーツ施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。この場合において、特別な設備等を設け、又は既存の設備等を利用するときは、その旨を申し出なければならない。

2 指定管理者は、前項に規定する承認をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

**【趣旨】**

本条は、スポーツ施設等の利用の承認について定めている。

**【解説】**

<第1項関係>

- ・利用者は、指定管理者に対してあらかじめ利用の承認を受けなければならない。
- ・利用の際に、その施設内に特別な設備等を設け、又は既存の設備等を利用するときは、承認を受けるときに申し出なければならないことを明確にするものである。

<第2項関係>

- ・管理上必要な条件とは、利用に際して係員の指示に従うこと、後片付け及び清掃に関することなどの最低限の遵守事項のことをいう。

(利用の不承認)

第17条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認をしない。

- (1) スポーツ施設等を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (4) その他管理上支障があると認めるとき。

**【趣旨】**

本条は、スポーツ施設等の利用の不承認について定めている。

## 【解説】

- ・指定管理者は、スポーツ施設等の利用申請者が、第1号から第4号のいずれかに該当するときは、利用を承認しないことができることを明確にしたものである。
- ・スポーツ施設等の損傷については、承認外の施設・設備等の使用危険物の持ち込みなどがその原因として考えられるため、利用案内等により禁止・抑制している。
- ・公序良俗違反については、危険物の持込や動物を連れての入場はもちろんのこと、酒気を帯びての利用の禁止を利用案内に明記し周知している。
- ・その他管理上支障があると認めたとときは、物品の販売、寄付、宣伝、募集行為等の禁止を利用案内に明記して周知している。

### (利用の承認の取消等)

第18条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、その条件を変更し、又は利用を停止することができる。この場合において、第16条第1項の規定により利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）に損害が生じても、その責任を負わない。

- (1) 利用者の申請に偽り又は不正があったとき。
- (2) 利用者が第16条第2項に規定する条件に違反したとき。
- (3) 利用承認後、前条第1号から第3号までのいずれかに該当する事由が発生したとき。
- (4) 天災等により本市において緊急の必要を生じたとき。
- (5) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (6) その他管理上支障があると認めたととき。

2 前項第2号、第3号及び第5号の規定は、利用者の利用目的に応じて入場した者について準用する。

## 【趣旨】

本条は、スポーツ施設等の利用の承認の取消等について定めている。

## 【解説】

### <第1項関係>

- ・指定管理者は、第1号から第6号に該当する場合に、利用の承認の取り消し、その条件を変更し、又は利用を停止することができることを規定している。
- ・天災等とは、地震、洪水、火災、事件、事故のほか、選挙などにより市が緊急に施設等の使用を必要とする場合を指す。

- ・指定管理者は、この場合において、第16条第1項の規定により利用者に損害が生じても、その責任を負わないことを明確にしている。

<第2項関係>

- ・前項第2号、第3号及び第5号の規定については、利用者の利用目的に応じて入場した団体の構成員などの者について準用することを明確にしている。

(利用料金)

第19条 利用者は、利用料金を指定管理者に対して利用の前に支払わなければならない。

- 2 利用料金は、別表第3に掲げる範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。
- 3 市長は、指定管理者に利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。
- 4 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減免することができる。
- 5 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

**【趣旨】**

本条は、スポーツ施設等の利用者が利用料金を前納しなければならないこと及び利用料金の減免をすることができることについて定めている。

**【解説】**

<第1項関係>

- ・利用者は、利用料金を指定管理者に対して、必ず利用の前に支払うことを規定している。

<第2項関係>

- ・利用料金は、別表第3に掲げる範囲内において、専用利用・個人利用・共用利用・付属設備利用の利用料金を上限額とした利用料金を、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めることができることを明確にしている。

<第3項関係>

- ・利用料金における収入は、指定管理者の収入とするとともに、収受をさせることができることを明確にしている。

<第4項関係>

- ・減免することができる事項として、大和市スポーツ施設設置条例施行規則第9条の第1号から第7号に規定されているおり、市が主催又は共催する事業又は指定管理者が主催する事業のうち、市長が必要と認めた場合は、全額免除などが明確にされている。

<第5項関係>

- ・既納された利用料金は、原則還付しないことを規定している。
- ・還付することができる事項として、大和市スポーツ施設設置条例施行規則第11条の第1項で災害その他市長及び指定管理者の都合により利用できなかったときは、利用料金の全額が還付されるなどが規定されている。

(目的外利用及び権利譲渡等の禁止)

第20条 利用者は、利用の承認を受けた目的以外にスポーツ施設等を利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

**【趣旨】**

本条は、承認を受けた目的外利用及び権利譲渡等の禁止について定めている。

**【解説】**

- ・「利用の承認を受けた目的」とは、利用者登録申請、使用申請等に際して申請した目的をいう。
- ・利用者が目的外の利用及び権利譲渡等をした場合は、利用者登録及び使用承認の取り消しの要件となることを明確にしている。

(原状回復の義務)

第21条 指定管理者は、指定期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、スポーツ施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 利用者は、スポーツ施設等の利用を終了したときは、直ちに原状に復さなければならない。

第18条第1項の規定により利用の承認を取り消され、又は利用の停止を受けたときも同様とする。

3 利用者が前項の義務を履行しないときは、市長が利用者に代わって、これを執行することができる。この場合において、これに要した費用は、利用者の負担とする。

**【趣旨】**

本条は、指定期間又は利用期間が終了した際、期間中に施設等を改築や移動等を行った場合への原状回復義務について定めている。

**【解説】**

<第1項関係>

- ・指定管理者は、指定期間が終了したとき又は指定を取り消されるか業務の停止を命じられたときは、速やかに指定管理を受けた指定基準日の状態に回復しなければならないことを明確にしている。

<第2項関係>

- ・施設利用者は、施設の利用が終わったとき、又は利用の承認を取消されたとき並びに利用の停止を受けたときは、直ちに利用前の状態に回復しなければならないことを明確にしている。

<第3項関係>

- ・施設利用者は、前項の義務を履行しないときは、市長が施設利用者に代わって、これを執行することができ、この場合において、原状回復に要した費用は、施設利用者に請求できることを明確にしている。

(損害賠償)

第22条 指定管理者又は利用者若しくは利用者の利用目的に応じて入場した者は、故意又は過失によりスポーツ施設等を損傷し、又は亡失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損傷又は亡失がやむを得ない理由によるものであると市長が認めたときは、この限りでない。

**【趣旨】**

本条は、指定管理者又は施設利用者等が、施設に損害等を及ぼした場合の損害賠償の責任を負うことについて定めている。

**【解説】**

- ・指定管理者又は施設利用者若しくは利用者の利用目的に応じて入場した者が、故意・過失により施設・設備を損傷・亡失したときは、損害を賠償しなければならない。
- ・損害賠償を支払う場合は、故意又は過失に限っている。その原因について特定できない場合は、お互いの協議により賠償割合を確定する。

(個人情報の取扱い等)

第23条 指定管理者は、管理業務に関し保有する個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の趣旨にのっとり、必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者及びスポーツ施設等の業務に従事している者は、スポーツ施設等の管理に関し知

り得た秘密を他に漏らし、自己の利益のために利用し、又は不当な目的に利用してはならない。  
指定期間が満了し、若しくは法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、又は  
業務に従事している者がその職を退いた後においても同様とする。

#### 【趣旨】

本条は、個人情報の取扱について定めている。

#### 【解説】

##### <第1項関係>

- ・「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の趣旨」とは、「行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」である。
- ・指定管理者は、この趣旨に基づき、スポーツ施設等の管理業務に関し保有する個人情報の取扱について、個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止について、必要な措置を講じなければならないことを明確にしている。

##### <第2項関係>

- ・指定管理者及びスポーツ施設等に従事している者は、スポーツ施設等の管理に関し知り得た秘密を他に漏らしたり、自己の利益のために利用したり、不当な目的に利用してはならないことを明確にしている。
- ・指定期間満了後、又は指定を取り消し後の指定管理者や、業務に従事している者がその職を退き業務から離れた後においても、同様に秘密を他人に漏らしたり、自己の利益のために利用したり、不当な目的に利用してはならない。

#### （情報公開）

第24条 指定管理者は、大和市情報公開条例（平成12年大和市条例第19号）の趣旨にのっとり、管理業務の内容に係る情報を公開し、透明性を確保するよう努めなければならない。

#### 【趣旨】

本条は、指定管理者の情報公開の原則について定めている。

#### 【解説】

- ・「大和市情報公開条例（平成12年大和市条例第19号）の趣旨」とは、「行政文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、市と市民との市政に関する情報の共有化を図り、市民の主体的関与の下に、透明で公正な市政運営を確立すること」である。

- ・指定管理者は、この趣旨に基づき、情報を公開し、透明性を確保しなければならないことを明確にしている。

(委任)

第25条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

**【趣旨】**

本条は、条例を施行するにあたり必要な事項は、別に定めることを表している。

**【解説】**

- ・条例を施行・実施するにあたり必要な事項は、別に規則で定めなければならないことを明確にしている。

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
大和市営大和スポーツセンター	大和市上草柳一丁目1番1号
大和市営草柳庭球場	大和市下草柳1157番地
大和市営桜森スポーツ広場	大和市桜森一丁目97番地1
大和市営下福田野球場	大和市福田89番地
大和市営下福田スポーツ広場	大和市福田310番地

**【趣旨】**

本表は、スポーツ施設の名称及び位置を定めたものである。

**【解説】**

- ・第2条に関するスポーツ施設の名称及び位置を明確にしたものである。

別表第2 (第15条関係)

名称		利用日	利用時間
大和市営大和スポーツセンター	体育会館	次に掲げる日を除く毎日 (1) 毎月の第3月曜日。ただし、その日が国民の祝日	午前9時から午後9時まで
	競技場		

		<p>に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その休日の直後の休日でない日</p> <p>(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで</p>	
大和市営草柳庭球場		1月1日から同月3日まで及び12	午前9時から午後9時まで
大和市営桜森スポーツ広場		月29日から同月	午前9時から午後
大和市営下福田野球場		31日までを除く	5時まで。ただし、
大和市営下福田スポーツ広場		毎日	6月15日から9月15日までは、午前9時から午後6時まで

**【趣旨】**

本表は、スポーツ施設等の利用日及び利用時間を定めたものである。

**【解説】**

- ・第15条に関するスポーツ施設等の利用日及び利用時間を明確にしたものである。

別表第3 (第19条関係)

1 専用利用料金の上限額

名称	区分				単位	金額
大和市 営大和	体育会 館	体育館	第1体 育室	全面	1時間	円 2,800

ス  
ポ  
ー  
ツ  
セ  
ン  
タ  
ー

3分の2面		1,800	
2分の1面		1,400	
3分の1面		900	
照 明 設 備	全 面	全点灯	3,000
		4分の3 点灯	2,000
		4分の2 点灯	1,000
		4分の1 点灯	無料
	3 分 の 2 面	全点灯	2,000
		4分の3 点灯	1,400
		4分の2 点灯	600
		4分の1 点灯	無料
	2 分 の 1 面	全点灯	1,500
		4分の3 点灯	1,000
		4分の2 点灯	500
		4分の1 点灯	無料
	3 分 の 1 面	全点灯	1,000
		4分の3 点灯	700
		4分の2 点灯	300
		4分の1	無料

				点灯				
		第2体育室	全面			250		
		第3体育室	全面			900		
		会議室	全面			300		
			3分の2室			200		
			3分の1室			100		
	武道館	第1武道場	全面			700		
			2分の1面			350		
		第2武道場	全面			700		
			2分の1面			350		
			弓道場	全面			700	
	競技場		全面		1時間	4,000		
			トラック				2,000	
			フィールド				2,000	
			照明設備	全点灯			2,400	
				3分の2点灯			1,600	
				3分の1点灯			800	
				役員室			100	
				会議室			100	
大和市	1面				1時間	400		
営草柳庭球場	照明設備		1面			400		
大和市 営桜森スポーツ広場	全面				1時間	400		
大和市 営下福田野球	全面				1時間	700		

場			
大和市 営下福 田スポ ーツ広 場メイ ングラ ウンド	全面	1時間	500

## 2 個人利用料金の上限額

名称	区分		単位	金額
大和市営大 和スポーツ センター	体育会館	体育館	トレーニング室	4時間 円 大人 200
			第1体育室	午前9時から 大人 250
			第2体育室	正午前まで、 小人 100
			第3体育室	正午から午後 未就学者 無料
			ジョギング コース	3時前まで、 午後3時から 午後6時前ま で及び午後6 大人 200 小人 100 未就学者 無料
	武道館	第1武道場	時から午後9	大人 250
			時までの区分	小人 100
			ごとに	未就学者 無料
	競技場	トラック	午前9時から 午後1時前ま で、午後1時 から午後5時 前まで及び午 後5時から午 後9時までの 区分ごとに	大人 200 小人 100 未就学者 無料

			1 会計年度	大人 4,000
				小人 2,000

### 3 共用利用料金の上限額

名称	区分		単位	金額
大和市営大和 スポーツセン ター	競技場	全面	午前9時から 午後1時前ま で、午後1時か ら午後5時前 まで及び午後 5時から午後 9時までの区 分ごとに	円 20人未満 1,000 20人以上 2,000

### 4 附属設備利用料金の上限額

#### (1) 体育会館

名称	単位	金額
電光得点表示盤	1組1回	円 1,000
放送設備 (放送器具を含む。)	1式1回	2,000
放送器具	1式1回	200

#### (2) 競技場

名称	単位	金額
放送設備 (放送器具を含む。)	1式1回	円 2,500
放送器具	1式1回	200

#### 備考

1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 専用利用料金 スポーツ施設等を団体で専用して利用することに係る利用料金をいう。

- (2) 個人利用料金 大和市営大和スポーツセンターを個人で利用することに係る利用料金をいう。
- (3) 共用利用料金 大和市営大和スポーツセンターの競技場を共同で利用することに係る利用料金をいう。
- (4) 小人 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に在学する者をいう。
- (5) 1回 1日（午後9時から午後9時までをいう。）以内の1の利用の承認に係る利用をいう。
- 2 スポーツ施設等の利用が次の各号のいずれかに該当する場合の専用利用料金は、本来支払うべき専用利用料金にそれぞれ当該各号に掲げる数を乗じて得た額とする。
- (1) 利用者が、営利を目的とし、かつ、入場料その他これらに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収する場合
- ア スポーツ施設及び照明設備以外の設備 36
- イ 照明設備 2
- (2) 利用者が営利を目的とするが、入場料等を徴収しない場合
- ア スポーツ施設及び照明設備以外の設備 6
- イ 照明設備 2
- (3) 利用者が営利を目的としないが、入場料等を徴収する場合
- ア スポーツ施設及び照明設備以外の設備 2
- イ 照明設備 1.5
- 3 本市に居住し、通勤し、又は通学する者以外の個人（小人を除く。）がスポーツ施設を利用する場合の個人利用料金は、本来支払うべき額の倍額とする。
- 4 利用者が、利用の承認を受けた時間を超過し、又は繰り上げて利用した場合の利用料金は、超過し、又は繰り上げて利用した時間1時間（1時間に満たない場合については、1時間とみなす。）につき、本来支払うべき利用料金（第2項各号又は前項のいずれかに該当する場合は、これらの規定により算出した額）の1時間相当額に100分の125を乗じて得た額（100円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

#### 【趣旨】

第15条に関するスポーツ施設及び付属設備の利用料金の上限額を定めたものである。

#### 【解説】

- ・第1表から第3表までは、それぞれの施設ごとの利用方法の違いによる利用料金の上限額や単位を明確にしている。
- ・第1表は、スポーツ施設を団体に専用して利用する場合の、1時間単位の利用料金の上限額を定めたものである。
- ・第2表は、スポーツ施設を個人利用する場合の、施設ごと、それぞれの単位における利用料金の上限額を定めたものである。
- ・第3表は、競技場を共同で利用する場合の4時間単位の利用料金の上限額を定めたものである。

附 則（昭和61年9月27日条例第35号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和61年10月1日から施行する。ただし、別表第2、1 専用使用料及び
- 2 個人使用料の表の改正規定中、大和市営大和スポーツセンター、体育会館の欄に係る部分並びに3 附属設備使用料の表の改正規定は、昭和62年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例施行の際、改正前の大和市スポーツ施設設置条例の規定により、既に行われたスポーツ施設の使用の承認については、改正後の大和市スポーツ施設設置条例（以下「改正後の条例」という。）の規定により行われたものとみなす。
- 3 改正後の条例別表第2の規定は、昭和61年10月1日以後に行われたスポーツ施設の使用の申請に係るものから適用し、同日前に行われた使用の申請に係るものについては、なお従前の例による。

**【解説】**

- ・この条例の施行日を定めている。